

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 17 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和 4 年度の「障害福祉サービス等処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書）」に係る届出期限について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）に基づく障害福祉現場で働く方々の収入を引き上げるための措置については、「福祉・介護職員臨時特例交付金」について」（令和 3 年 12 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等によりお知らせしているところです。

これに伴い、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という。）に関する通知の見直し（計画書等の様式を含む。）を予定しておりますが、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常は処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、
- ・ 令和 4 年度に 4 月又は 5 月から取得する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする予定

ですので、各自治体におかれましては、ご了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るようお願いいたします。

令和 4 年度当初の特例（予定）

令和 4 年度に 4 月又は 5 月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年 4 月 15 日までに障害福祉サービス等処遇改善計画書を都道府県知事等へ提出する。

※ なお、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を申請する場合は、都道府県知事に福祉・介護職員処遇改善支援交付金計画書を提出することとなるが、この提出期限についても、併せて同年 4 月 15 日とする予定である。

（参考）通常の実施

処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等へ提出する。

※ 「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 3 年 3 月 25 日障発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759449.pdf>